

平成 13 年 8 月 3 日

各 位

不動産投信発行者名
日本ビルファンド投資法人
執行役員 深瀬 俊彦
問合せ先
資産運用会社
日本ビルファンドマネジメント株式会社
投資本部 セネラルマネージャー 弘中 聡
(TEL. 03-3281-8810)

公募新投資口の追加発行に関する投資法人役員会決議のお知らせ

日本ビルファンド投資法人（以下、本投資法人）は、東京証券取引所への上場を目指し鋭意準備を進めて参りましたが、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場に伴う公募新投資口の追加発行に関し、下記の通り決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 追加発行新投資口数 100,000 口（注）
（注）平成13年 8月23日（木）に決定される予定の仮条件及び平成13年 9月 3日（月）に決定される予定の引受価額及び発行価格に鑑みて、調達金額の総額が概ね500億円になるように発行数が増減される可能性があります。
2. 発行価額（引受価額） 未定（平成13年9月3日（月）に決定する予定です）
3. 発行価額の総額 50,000,000,000 円（注）
（注）発行価額の総額は本日現在における見込額です。
4. 募 集 方 法 一般募集とします。野村證券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社を引受人とし、全投資口を連帯して買取引受させます。
なお、一般募集における価格（発行価格）は、平成 13 年 8 月 23 日(木)開催予定の役員会で仮条件を決定し、当該仮条件に基づいて需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人の保有する資産の内容に照らして公正な価額と評価し得る範囲内で、平成 13 年 9 月 3 日(月)に決定する予定です。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

- 5 . 申込投資口数 1口以上、1口単位
- 6 . 払込期日 平成13年9月7日(金)
- 7 . 金銭の分配に係る起算日 平成13年3月16日(金)
- 8 . 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とします。

以上

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集の概要

- (1) 発行新投資口数 100,000口(注)
(注)平成13年8月23日(木)に決定される予定の仮条件及び平成13年9月3日(月)に決定される予定の引受価額及び発行価格に鑑みて、調達金額の総額が概ね500億円になるように発行口数に変更される可能性があります。
- (2) 需要の申告期間 平成13年8月27日(月)から
平成13年8月31日(金)まで
- (3) 価格決定日(注) 平成13年9月3日(月)
(注)発行価格は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式により決定します。発行価格の決定に当たっては、平成13年8月23日(木)に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成13年9月3日(月)に、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で発行価格を決定する予定です。
- (4) 募集期間 平成13年9月4日(火)から
平成13年9月6日(木)まで
- (5) 払込期日 平成13年9月7日(金)
- (6) 投資証券の受渡期日 平成13年9月10日(月)(予定)
(上場予定日)
- (7) 金銭の分配に係る起算日 平成13年3月16日(金)

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	197,800口
今回の新投資口発行口数(予定)	100,000口(注)
新投資口発行後の発行済投資口総数(予定)	297,800口(注)

(注)平成13年8月23日(木)に決定される予定の仮条件及び平成13年9月3日(月)に決定される予定の引受価額及び発行価格に鑑みて、調達金額の総額が概ね500億円になるように発行口数に変更される可能性があります。

3. 手取金の使途

今回の新投資口発行による手取金については、不動産等を主な信託財産とする信託の受益権を取得するために本投資法人が調達した短期借入金の返済及び本投資法人による新たな運用不動産の取得資金等に充当します。

4. 分配の基本方針

(1) 利益の分配

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

本投資法人の運用資産の運用によって生じる分配可能金額は、運用不動産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、並びにこれらに類する収益に運用資産の売買損益及び償還差損益を加減し、諸経費（減価償却費を含みます。）支払利息、資産運用報酬等を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を補填した後の金額とします。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとします。

分配金額は、租税特別措置法第67条の15（「投資法人に関する課税の特例」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（ただし、分配可能金額を上限とします）。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます。

分配金に充当せず留保した利益又は決算日までの分配可能利益については、規約中の「資産運用の対象及び方針」に基づき運用を行うものとします。

（２）利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。ただし、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします（規約第16条第2項）。

分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合には、かかる配当可能所得金額から分配可能金額を控除した額を限度として本投資法人が決定した金額

(注)平成13年8月29日開催予定の本投資法人の投資主総会における承認を条件として、規約第16条第2項の一部を変更する予定です。変更後の規約第16条第2項のもとでは、上記は次のようになります。「分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額」

経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度として本投資法人が決定した金額

なお、利益を超える金銭の分配に関して、かかる分配を受けた投資主がその分配の都度譲渡損益の算定を行うことが必要となる現行の税務の取扱いがなされる限りにおいては、本投資法人は投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わないものとします。

ただし、本投資法人が利益配当等の損金算入要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超える金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超える金銭の分配を行うことができるものとします。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

5. 配分の基本方針

発行価格決定後の販売に当たり、需要の申告を行った投資家については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の価格での需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

また、需要の申告を行わなかった投資家に対しても、東京証券取引所の上場審査基準に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、販売が行われることがあります。この場合、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

以上

* 本日この資料は次の記者クラブに配布しています。

兜クラブ 国土交通記者会 国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。